

ケーブルプラス電話サービス利用規約

2025年1月14日

目 次

- 第1条（規約の適用）
- 第2条（規約の変更）
- 第3条（契約の成立）
- 第4条（契約者が行う契約の解除）
- 第5条（当社が行う契約の解除）
- 第6条（利用の停止）
- 第7条（工事の実施）
- 第8条（契約者の履行義務）
- 第9条（料金の適用）
- 第10条（利用料の支払義務）
- 第11条（手続きに関する料金の支払義務）
- 第12条（工事に関する費用の支払義務）
- 第13条（債権譲渡）
- 第14条（割増金）
- 第15条（延滞利息）
- 第16条（債権の保全）
- 第17条（責任及び免責事項）
- 第18条（契約者に係る個人情報の取扱）
- 第19条（合意管轄）
- 第20条（その他定めなき事項）

附則

第1条（規約の適用）

本規約は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます。）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、多摩ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）を介して、KDDI等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

- 2 当社又はKDDI等（以下あわせて「当社等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（契約の成立）

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

（1）電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置、又は保守することが技術上困難なとき。

（2）申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。

（3）その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条（契約者が行う契約の解除）

契約を締結した者（以下「契約者」といいます。）は、契約を解除しようとするときは、予め当社所定の方法により当社へ通知していただきます。

- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去し、契約者は料金表の定めにより契約の解除に関する工事費及び端末接続装置の撤去費を支払うものとします。また、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第5条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- （1）前条の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を

解消しないとき。

- (2) 契約の申込に当たって事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を無断で移動、取り外し、変更、分解、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、当社等または契約者の責に帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でケーブルプラス電話サービスの継続ができないとき。
- (5) 本規約または約款に違反したとき、または違反する恐れがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条（利用の停止）

契約者が利用料または工事費等その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が支払を確認できない場合も含みます。）または支払わない恐れのあるときは、KDDI等の約款の定めるところにより、KDDI等を通じてケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。当社は契約者に対してこの停止によるなんらの責任も負いません。また、KDDI等の約款の定めるところにより、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除または減額されることはありません。

- 2 当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日を契約者に通知します。

第7条（工事の実施）

当社は、第3条（契約の成立）の規定に従い契約が成立した場合には、本規約に基づきケーブルプラス電話サービス提供に必要なとなる端末接続装置・端末設備（以下「端末接続装置等」といいます。）、電話接続回線の引込、屋内配線の設置に係る工事を当社指定の機器、工法等により当社または当社指定の工事会社が行います。なお、端末接続装置等は当社が提供し所有権も当社に帰属します。

第8条（契約者の履行義務）

契約者は、契約者の敷地及び家屋内等において当社が電話接続回線、屋内配線、及び端末接続装置等の工事を行うために必要な場所を無償で提供していただきます。

- 2 当社は機器の設置、撤去、保守の工事・点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地・家屋等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。
- 3 契約者は前項の設備の設置に際し、地中管路等特別な設備を使用することを希望する場合には、契約者の負担によりその特別設備を用意していただきます。
- 4 契約者は当社が提供した端末接続装置等を移動し、取り外し、変更、分解、損壊または線条その他の導体を接続・接触しないものとします。

- 5 当社が契約者家屋内に設置する端末接続装置等の電力は、契約者が無償で提供するものとします。

第9条（料金の適用）

ケーブルプラス電話サービスの料金は、利用料、付帯サービス利用料、手続きに関する料金及び工事費等とし、料金表に定めるところによります。

- 2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第10条（利用料の支払義務）

契約者は、その契約に基づいてケーブルプラス電話サービスの提供を開始した日の属する月から解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日と解約があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、提供するケーブルプラス電話サービスの様態に応じて料金表に規定する利用料の支払いを要します。なお、提供を開始した日の属する月と解約があった日の属する月は、同一月の場合を除いて日割り計算となります。

- 2 付帯サービスの利用料については、付帯サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日と解約があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、提供する付帯サービスの様態に応じて料金表に規定する利用料の支払いを要します。なお、解約があった日の属する月の日割り計算はせず、1ヶ月分の料金となります。

第11条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第12条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、本規約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前または完了後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する額は、別に算出した額に消費税相当額を加算した額とします。

第13条（債権譲渡）

契約者は、KDD I等の約款に定めるところにより支払いを要することとなった料金その他の債務に関する債権がKDD I等の定めるところにより当社が譲り受けて当該債権の請求を行うことを承諾していただきます。

第14条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を遅延利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第15条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第16条（債権の保全）

当社が第10条（利用料の支払義務）及び第11条（手続きに関する料金の支払義務）及び第12条（工事に関する費用の支払義務）の債権及び第13条（債権譲渡）により譲り受けた債権保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができます。

第17条（責任及び免責事項）

当社は、契約者がケーブルプラス電話サービスの利用に関して損害を被った場合、約款第51条（責任の制限）の規定によるほか、何らの責任も負いません。

- 2 落雷など当社の責に帰さない事由等により、端末接続装置等に接続された契約者の自営端末設備または自営電気通信設備等が損傷した場合、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、ケーブルプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物などに損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第18条（契約者に係る個人情報の取扱）

当社は、契約者の個人情報を、本規約またはKDD I等が定める約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びケーブルプラス電話サービス提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。また、当社は、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシー及び本規約の規定に基づい

て、契約者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第19条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（その他定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

附則

（実施時期）

この規約は平成21年3月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この規約は平成23年7月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この規約は平成28年5月21日から実施します。

附則

（実施時期）

この規約は令和7年1月14日から実施します。